

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

令和元年度予算額 2,016億円 → 令和2年度予算案 2,269億円

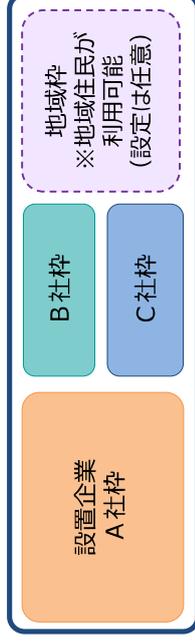
【事業概要】

- ◎ 企業等が、平成28年度4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- ◎ 平成28年度に制度を創設し、これまでに計8,6万人分の受け皿の整備を進めてきたところであるが、令和2年度においては、子育て安心プランに基づき、新たに2,4万人分程度の受け皿の整備を予定している。

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様な保育を提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子供の受け入れも可能

＜施設定員の設定例＞



○財源

本事業は、一般財源ではなく、**事業主拠出金**を財源とする。
※厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。
 ※事業主負担のみ（労働者負担なし）。

○予算額の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	797億円	1,309億円	1,697億円	2,016億円	2,269億円

○実施主体、補助率
 公募団体、10/10

○平成30年度助成決定（平成31年3月31日現在）
 3,817施設 86,354人分

※平成29年度助成決定 2,597施設 59,703人分を含む。

企業主導型保育事業における実施機関の公募の実施について

1. 企業主導型保育事業について

- 目的：待機児童対策への貢献、多様な働き方への対応
- 事業創設時（平成28年度）から、公益財団法人児童育成協会が実施機関

2. 主な課題・改善策と公募の実施

- 検討委員会や現在の実施機関（児童育成協会）への実地調査で確認された課題について、改善策を明確化（詳細は次ページ）。
- 改善策を踏まえ、企業主導型保育施設の新設審査、助成金支払い等の資金助成、指導監査等の実務を担う実施機関を改めて公募

3. スケジュール等

公募期間：令和元年10月1日～11月29日

- 新たな実施機関は、少子化担当大臣の下に置く点検・評価委員会で議論の上、選定
- 実施機関は、内閣府が定める実施要綱等の基準の下、着実に実務を実施しつつ、PDCAサイクルを回し、自ら運用改善。

課題① : 財務基盤がせい弱であったり、経営見通しが甘いままに開設された施設における保育の質、事業継続性

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績のない事業者でも参入可能 ・もっぱら書類審査のみ 	<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委託や保育事業者型は、5年以上の保育事業実績 ・保育事業者型で定員20名以上の施設の保育士割合を75%以上に引き上げ ・財務適格性（公認会計士等による証明添付）を審査し、その上で事業計画等を審査 ・社会保険料等の納付実績のない新規事業者の申請を認めない。 ・申請者に対するヒアリングを必ず行うとともに、整備状況の現地確認 ・利用意向調査の提出義務化 ・申請者に対するヒアリングを必ず行うとともに、整備状況の現地確認 ・利用意向調査の提出義務化
---	---

課題② : 不適切な事業者やコンサル会社による不正申請、整備費概算払いの悪用

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっぱら書類審査のみ ・28、29年度は前払いの事実を確認せずに整備費概算交付 	<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者に対するヒアリングを必ず行うとともに、整備状況の現地確認（再掲） ・改修費については新設より上限引き下げ、運営費とともに分割交付 ・平均的な建設単価、利用児童一人当たりの単価実績からのかい離を審査
--	--

課題③ : 指導監査で指摘を受ける施設が多い／指導監査業務の受託者に係る利益相反

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の立入調査と特別監査の関係が希薄、巡回指導まで実施できず。 ・監査業務の9割をパソナに委託、パソナの関連会社が施設のコンサル等を行っていたことから批判 	<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入調査実施後、改善状況を確認するため、基準を設け特別監査を実施。必要に応じて巡回指導を実施 ・改善の見られない施設に対する利用者募集停止などの措置を導入 ・指導監査を委託する場合でも、受託者（関連会社含む）は、資本関係やコンサル関係のある施設への指導監査を禁止
--	--

課題④ : 情報公開が不十分

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成決定数（施設数、定員）、監査結果、取消しは公表 	<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額、委託先、債権回収状況、取りやめ等一覧の公表 ・必要な情報を速やかに抽出できるシステムを構築
---	---

課題⑤ : 地方自治体との情報共有や連携が不足

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請においては市町村へ事前相談することが前提 	<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者から事前相談が行われたことを照会 * 内閣府は、厚生労働省と連携して、認可外保育施設に対する指導監査を実施する都道府県等や地域における保育の実施主体である市区町村との具体的な連携を検討
--	---

課題⑥ : 実施体制のせい弱さ

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関からすると翌年度の事業継続が確かではない 	<p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間の事業実施を基本 ・国は、点検・評価委員会を設置し、実施機関の取組状況を手エック
--	---

企業主導型保育事業点検・評価委員会の開催について

令和元年11月22日
内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

企業主導型保育事業について、国及び国の補助事業者として企業主導型保育事業に要する経費を補助する事業の実施主体となる機関（以下「実施機関」という。）が適切な役割分担を図りながら事業を効果的・安定的に運営していく実施体制の構築に資するため、企業主導型保育事業点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 所掌事務

委員会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関の候補の選定に関する事項
- (2) 実施機関による企業主導型保育事業の実施状況についての点検及び評価に関する事項

3 構成員

- (1) 委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

4 庶務

委員会の庶務は、子ども・子育て本部において処理する。

5 その他

委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別 紙)

企業主導型保育事業点検・評価委員会名簿

石毛	和夫	弁護士（弁護士法人 ほくと総合法律事務所）
金高	隆一	横浜市こども青少年局子育て支援部保育対策等担当部長
忽那	ゆみ代	全国社会福祉法人経営者協議会保育事業経営委員会専門委員
高祖	常子	NPO 法人ファザーリングジャパン理事
多田	博史	東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長
馬場	充	公認会計士（馬場公認会計士事務所）
的場	康子	株式会社第一生命経済研究所主席研究員
吉田	正幸	有限会社遊育代表取締役兼発行人

（五十音順、敬称略、役職は令和元年 11 月 22 日現在）

企業主導型保育助成事業実施機関公募要項（抜粋）

1. 事業概要

(2)実施する主な業務

③ 事業実施者への助成事務

内閣府と協議の上で定める整備費や運営費に関する助成要領等に基づき、事業実施者との間の整備費及び運営費に関する助成手続（申請受付、助成対象者の選定（審査）、結果通知（不採択の場合、その理由も通知すること）、助成金額の確定、交付（運営費については毎月末に概算払いし、翌々月末に精算払いすること。また、事業実施者は区分経理及び専用口座の設置を求めること）、年度未完了報告の徴収及び提出しない事業実施者に対する措置、報告）を行うこと。その際、以下について実施できる体制を整備すること。

- 審査は、財務適格性（債務超過がないか、直近三年以上連続して損失を計上していないか、企業主導型保育施設の運営に必要な資金を1月以上保有しているか）及び事業実績を審査した後、事業内容等の申請内容を審査すること。
- 審査は、保育・財務・労務に関する実施機関の外部の有識者3人以上で構成する「審査委員会（仮称）」により実施すること。外部有識者は、内閣府と協議の上決定すること。また「審査委員会（仮称）」は、想定される審査件数を踏まえ、複数設置し、複数回開催できる体制を確保すること。
- 申請書類の内容については、申請者・関係者（運営委託先及び共同利用の契約を締結した連携企業を含む）等に対するヒアリングを実施するとともに、「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」（平成30年5月15日各都道府県、指定都市、中核市宛て内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）に基づき申請者から市区町村への事前相談が行われたことについて、実施機関から市区町村への照会を行い、更に必要に応じて、図面、登記簿抄本、賃貸借契約書等の申請書類を用いた現地調査等も行いながら、内容の適正さを確認すること。
- 整備費助成申請については、申請者に2者以上の見積り合わせの提出を求めること。そのうち1者については、公共工事の入札参加資格を有する者からのものであることを求めること。なお、整備が2か年に渡る場合、2年度目における工事契約書の提出を求めること。
- 整備費の助成審査に当たって、全国における平均的な建設単価及び利用児童一人当たりの単価とのかい離状況を審査すること。
- 整備費の助成を受けて整備を実施する事業実施者の整備状況の現地確認を行うこと。
- 申請書類の利用定員の審査に当たって、従業員枠は、利用意向調査（共同利用型は、連携企業名及び各企業の利用見込み、保育事業者型は、連携企業名及び各企業の利用意向調査）を提出させること。地域枠は、「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」に基づき、申請者から市区町村に事前相談が行われたことを市区町村へ照会すること。

④ 事業実施者に対する指導・監査業務

内閣府と協議の上、整備費や運営費に関する実施要綱等に基づき、以下の業務を実施すること。

ア 指導・監査（定期的な立入調査、特別立入調査及び午睡時抜き打ち調査）、及び巡回指導の内容や実施の基準を策定すること。

イ 毎年度、事業実施者に対して、保育の質、事業の継続性等の観点から、人員配置、設備、保育内容、財務、労務について指導・監査、巡回指導（年間計画の作成、事業実施者への通知、事前提出書類の確認、立入調査（必要に応じ、特別立入調査、午睡時抜き打ち調査）、監査結果の協議・検討、事業実施者への結果通知、改善指導及び改善報告の徴収（繰り返し同内容の指摘を受けるなど改善が見られない事業実施者に対する措置）、指導・監査結果の公表、指摘結果の類型化・分析、周知啓発並びに巡回指導）を行うこと。

また、これらの実施にあたり必要となる地域ブロック別又は業務別（保育内容・財務・労務）の体制を、児童福祉法に基づく認可外保育施設の指導監査を実施している都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市と連携し、順次整備すること。

なお、実施機関は、内閣府と協議の上、業務の一部を他の機関に委託することができる。ただし、実施機関から委託を受ける機関は、当該機関及びその関連機関が企業主導型保育事業または企業主導型保育施設に対するコンサルティング業務を実施する場合には、それらの施設への指導・監査を行ってはならない。なお、ここでいう関連機関とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに実施機関が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。

⑧ 地方自治体との連携

「企業主導型保育事業の指導・監査の連携について」（平成29年8月7日各都道府県、指定都市、中核市宛て事務連絡）を踏まえ、認可外保育施設の指導監査を実施している都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市と監査日程や結果などの情報を共有し、また、審査・運営の円滑化や指導監査・巡回指導、相談などについての連携を行うこと。

また、実施機関から都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市へ助成決定等の情報を提供すること。

「平成30年度東京都待機児童対策協議会～区市町村取組事例集～」
より抜粋

1 多様な保育の受け皿確保
**(5) 企業主導型保育事業等の
活用について**

取組名「企業主導型保育事業における保育士等キャリアアップ補助等の開始」
（足立区子ども家庭部子ども施設入園課）

○基本情報

取組開始	平成30年度から
実施主体・実施方法等	足立区
対象	区内の企業主導型保育事業者
30年度予算額	60,320千円

○取組の背景(現状や課題)

【現状】

平成30年6月現在、区内には17園の企業主導型保育施設があるが、開設や運営に区が関与していないため、保育内容や入所児童の把握が中々できていなかった。

【課題】

・入所児童の情報の把握 ・保育の質の確保 ・保育の受け皿としての地域枠の確保

○概要及び実績

【概要】

・企業主導型保育事業の保育士の処遇を改善することで、地域枠の定員を拡大し待機児童解消を目指すとともに、足立区独自の追加条件を付加することで、保育の質の向上を目指す。

【実績】

- ・平成30年5月に企業主導型保育事業者を集めた補助金説明会を実施(10施設参加)
- ・「足立区教育・保育の質ガイドライン」の全施設配布及び保育施設全体会参加呼びかけ(5園11名参加)
- ・3歳未満児研修への参加呼びかけ(第1～3回で、7園18名参加)
- ・区内で企業主導型保育事業を開始する際の事前相談において、補助金の説明とともに地域枠の設定を要請。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点

【苦勞した点】

区の補助金の条件として施設面等での条件も付したため、既存の施設で変更ができないために補助金の対象施設から外れる施設があった。今後は、施設の開設を検討している段階で補助金のご案内をして、施設面の充実をはかる。

○今後の方向性・展開

【方向性】

引き続き、補助金や研修を通して各施設の情報把握に努める。また、今後は第三者評価受審費補助も検討し保育の質の向上を目指す。

取組名「企業主導型保育事業者との情報共有、入所児童等の把握」
（武蔵野市子ども家庭部子ども育成課）

○基本情報

取組開始	平成 30 年度から
実施主体・実施方法等	直営(市内施設と連携して実施)
対象	市内の企業主導型保育事業者
30 年度予算額	—

○取組の背景(現状や課題)

【現状】

市内における施設数は、平成 29 年度においては2園のみだったが、平成 30 年度には7園にまで増えており、今後も増えていくことが想定される。同時に、保護者の関心も高まっており、施設に関する問い合わせも増えている。

【課題】

利用者は施設と直接契約し、施設に対する運営費も児童育成協会が支払うもののため、市が施設と関わる機会が少なく、空き状況や在籍状況についても確認することが難しい。

○概要及び実績

【概要】

平成 30 年度より、施設長を集めた情報共有会議を実施。市が主催するものとしては、原則年1回とし、必要に応じて臨時開催も行う。

【実績】

- ・第1回情報共有会議において、全施設が出席し、市の保育施策や補助金制度について説明した。
- ・市内施設のみの情報共有会議を、別途定期的に開催することを決定した。
- ・児童の在籍状況を毎月市に報告することとした。

○実施に当たった課題や苦勞、留意した点

各施設が行政との関わりをどの程度望んでいるかが見えない中での開催だったため、全施設の出席は難しいのではと考えていたが、全施設の施設長が出席し、在籍状況の報告方法や、市民への周知方法などについても話し合うことができた。

現在は、保育園のしおりに施設一覧を掲載しており、窓口等でも情報提供を行っている。

○今後の方向性・展開

引き続き、情報共有会議を定期的にも実施し、市内の企業主導型保育事業者利用者の情報把握に努める。国・都だけでなく、保健所やその他の団体からの保育に関する通知等について、各施設に情報提供することとしている。また、保育運営に関する相談についても、随時対応していく。

取組名「企業主導型保育事業者からの入所児童情報の提供」
（清瀬市子ども家庭部子育て支援課）

○基本情報

取組開始	平成 30 年度から
実施主体・実施方法等	直営（地域の企業主導型保育事業を実施する事業者 2 者と連携して実施）
対象	市内の企業主導型保育事業者
30 年度予算額	0 千円

○取組の背景（現状や課題）

<p>【現状】 平成 30 年 4 月以降に市内に 2 園の企業主導型保育施設が新設され、2 園ともに地域枠を設定。</p> <p>【課題】 入所児童の情報の把握。</p>
--

○概要及び実績

<p>【概要】 ・東京都を通じて情報提供される公益財団法人児童育成協会からの「企業主導型保育事業の助成決定一覧」を参考に事業者へ連絡し、入所児童情報の提供を依頼。</p> <p>【実績】 ・本取組により、市内すべての入所児童を毎月把握できている。 ・定員の空き状況の情報共有が図れている。</p>
--

○実施に当たった課題や苦勞、留意した点

<p>【留意点】 ・市から認証保育所等の保育料設定状況や入園申込における留意点について情報提供。 ・窓口や市 HP における事業者の紹介（周知）を行うメリットを示したうえで協力を促している。</p>
--

○今後の方向性・展開

<p>【方向性】 引き続き同様の方法で実施していく。</p>

取組名「企業主導型保育施設における待機児童枠の確保」**（渋谷区子ども家庭部保育課）****○基本情報**

取組開始	平成 29 年度から
実施主体・実施方法等	補助
対象	企業主導型保育施設及び地域枠利用者
30 年度予算額	12,183 千円

○取組の背景(現状や課題)**【現状】**

・平成30年4月現在、区内には6園の企業主導型保育施設があり、全ての園が地域枠を設定している。

【課題】

・企業主導型保育施設とは日常的に連携するような協力関係を構築できていないため、入所児童を把握することや、区民へ施設の情報を提供することが難しい。

○概要及び実績**【概要】**

- ・区内の企業主導型保育施設のうち1園について、地域枠を区の待機児童となった方専用の枠として設定している。
- ・利用者が一定の保育料で利用できるよう、保育料軽減のための補助を行っている。補助に当たっては、利用者個人ではなく、代理受領として施設に補助金を交付している。
- ・補助金の交付に当たり、施設から児童名簿の提出を受けるため、入所児童の情報を把握できる。
- ・区の入園案内等で積極的に施設の情報を提供できるため、在籍率が高くなっている。

【実績】

・平成29年度の延べ利用児童数は 136 名。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点**【実施に当たっての課題】**

・利用者の利便性や事務手続きの簡便性を重視し、施設への補助という形を採用したが、代理受領という整理をすることに時間を要した。

○今後の方向性・展開**【今後の方向性】**

区内の全ての企業主導型保育施設との協力関係を構築し、入所児童の情報を把握することに努めるとともに、入園案内や HP で区民へ情報提供を行えるようなスキームを作っていくことを検討中。

取組名「企業主導型保育事業者との定期的な情報共有体制の構築」
（調布市子ども生活部子ども政策課）

○基本情報

取組開始	平成30年度から
実施主体・実施方法等	直営（地域の企業主導型保育事業を実施する事業者と連携して実施）
対象	市内の企業主導型保育事業者
30年度予算額	0千円

○取組の背景（現状や課題）

企業主導型保育施設は地域枠の設定等、当市の待機児童解消に寄与するものであるため、事業者から企業主導型保育事業設置に係る情報があつた際は、住所・定員数・開設時期・地域枠の設定等を詳細にヒアリングしている。

【課題】

企業主導型保育施設は、児童育成協会と事業者が直接手続きを進めていくものであるため、市としての企業主導型保育施設の状況把握に課題があつた。

○概要及び実績

児童育成協会と事業者が直接手続きを進めていくものではあるが、市が捉えている重点エリア等、その地域の情報を事業者に伝えている。また、当市からのキャリアアップ補助金や、市窓口でのチラシ配架等、市としてサポートできることを伝え、事業者と共有している。

結果として、平成30年度においては、市内全ての企業主導型保育所（3事業者4園）の協力があつた。市として、市内保育施設の一つとして情報を把握することで、市窓口配置する保育コンシェルジュの必要に応じた案内へとつなげることができた。

○実施に当たっての課題や苦勞、留意した点

企業主導型保育所の設置に関しては、児童育成協会と事業者が直接手続きをするため、市の考えている待機児童対策重点エリア外での提案もある。また、開設前に市として情報共有したいと考えているので、事前に事業者と自治体が連携できる仕組みが必要である（「認可外保育施設の届出」の市への送付は徹底されていない状況。市から事業者へ依頼している。）

○今後の方向性・展開

今後においても、企業主導型保育所は、市の待機児童対策として見込むことができる。また、市の窓口においては、市内保育施設の情報を適切に提供していく必要があることから、引き続き市内の企業主導型保育所の設置状況について把握するとともに、事業者へアプローチ・支援を行っていく。

保育所等における要支援児童等対応推進事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算案：394億円の内数)

1. 事業目的

保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

2. 事業内容

(1) 地域連携推進員（仮称）の配置

保育所等に、要支援児童等への適切な支援を図るための「地域連携推進員（仮称）」を配置する。

(2) 地域連携推進員（仮称）の業務

- ① 保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市町村や関係機関と連携し、子どもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有
- ③ 他の保育所等への巡回支援などの実施
- ④ 運営の円滑化のため、地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施

(3) 地域連携推進員（仮称）の要件

地域連携推進員（仮称）は、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、保健師、看護師、その他本事業を適切に実施できる者が担うものとする。

3. 実施主体

児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）又は市町村等が認めた者

※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

4. 補助基準額（案）

1 か所当たり : 4,567千円

5. 補助割合

国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

※都道府県が実施する場合は国：1/2、都道府県：1/2

6. 事業のイメージ



一時預かり事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和2年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額2,607千円～47,481千円

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）※令和2年度予算案においては、障害児を受け入れた際の日額単価を抜本的に充実。

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

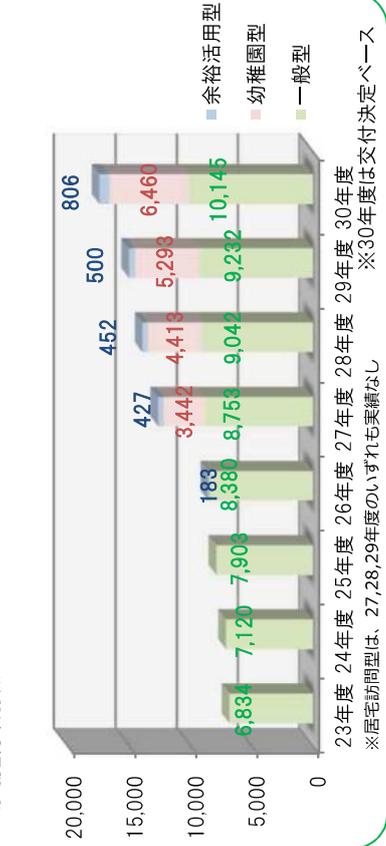
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 令和2年度等における対応（拡充）

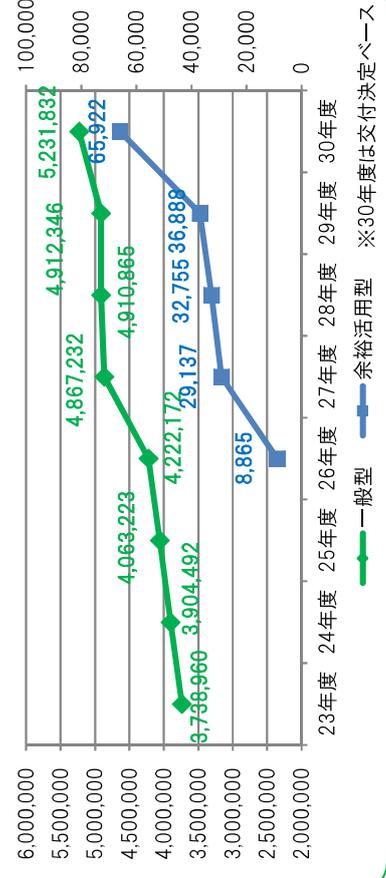
○ 別紙参照

3. 事業実績

<美施力所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業の充実について

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施する。

1. 一時預かり事業の充実

(1) 処遇改善

▶ 利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充

配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。

※ 補助基準額 (例: 保育所以外・年額) (案)
 利用児童数300人未満 2,607千円 (+1,225千円)
 300人~900人未満 2,880千円 (+1,185千円)

▶ 利用児童数に応じた補助基準額の設定

年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。



(2) 0.3兆円超メニュー (質の向上)

▶ 0.3兆円超メニュー「一時預かり事業の充実」

一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。

※ 補助基準額 (案)
 ① 非常勤職員単価 1人当たり 1,630円/日
 ② 家賃補助単価 1か所当たり 850,000円/年



(3) 特別支援加算の創設

▶ 障害児及び多胎児家庭への支援の充実

職員配置基準に基づき職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。

※ 補助基準額 (案) 1人当たり3,600円/日

2. 一時預かり事業への整備費の創設

▶ 一時預かり事業を新設する場合の補助制度の創設

いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場において実施することが出来るよう、一時預かり事業の整備費を創設し、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに追加。

※ 交付算定基礎額 (案) (次世代育成支援対策施設整備交付金)
 交付基礎点数 8,330点に1,000円を乗じた額 (地域子育て支援拠点事業所と同数)



3. 業務のICT化 (令和元年度補正予算案)

▶ 業務 (予約・キャンセル等) のICT化

空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助。

※ 補助基準額 (案) (保育対策総合支援事業費補助金)
 ① 1自治体当たり 8,000千円 (国1/2、市区町村1/2)
 ② 1施設当たり 1,000千円 (国1/2、市区町村1/4、事業者1/4)

病児保育事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

<目的>

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された
 ができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された
 専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所
 入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に
 対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**
 し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

<令和2年度補助基準額（案）（病児対応型1か所当たり年額）>

基本分単価：5,007,000円

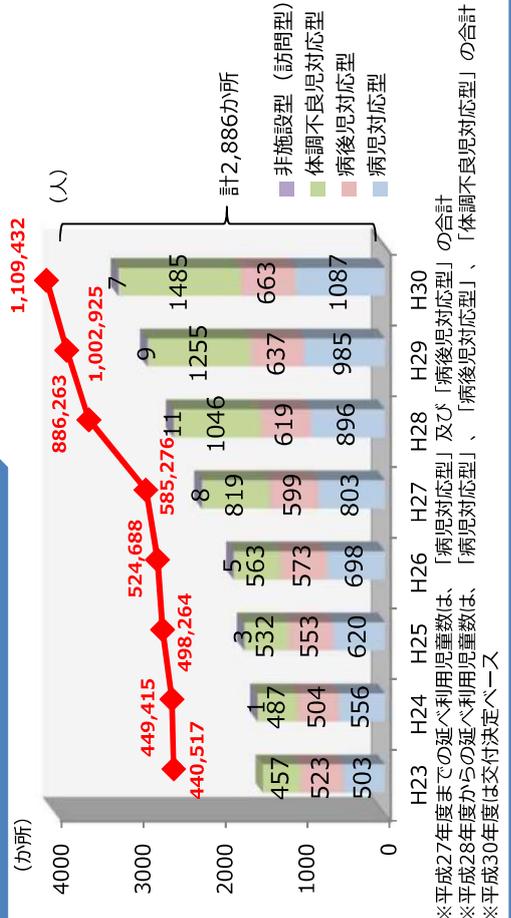
加算分単価：522,000円 ～ 41,001,000円（※）

送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

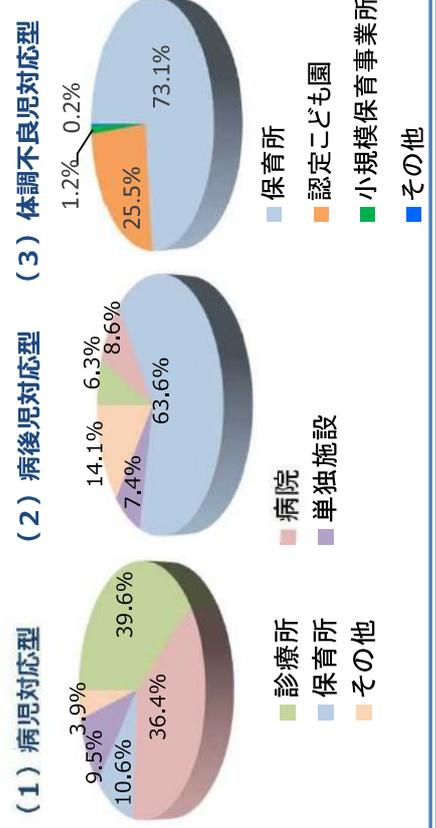
送迎経費：3,634,000円

※延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

2. 実施か所数及び延べ利用児童数



3. 実施場所



病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

（保育所等におけるICT化推進事業【新規】）

（保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度補正予算案：3.6億円）

1. 課題

- ・ 病児保育事業や一時預かり事業を利用するに当たって、利用者自身で複数施設へ空き状況を問い合わせ、予約を申し込むなど負担が大きいため、利用を躊躇してしまう状態になっている。
- ・ 病児保育施設等においても、利用者の増加により、電話等による照会や予約申し込み等による事務負担が大きい。また、当日の急なキャンセルの把握が難しく、職員配置が過大となり運営に支障をきたしている。

2. 対策

- ・ 利用者が、スムーズに空き状況を確認し予約等を行えるよう、市町村において、管内の病児保育施設等の**空き状況をリアルタイムに確認するためのシステムを構築**する。
- ・ **病児保育施設等においてもシステムを構築**し、市町村のシステムと連携することで、予約・キャンセル等を行えるようにする。

<現行>



<システム導入後>



3. システムイメージ



1. 市内の病児保育事業所の位置と空き状況をリアルタイムで表示
2. 空いている近隣の病児保育事業所等の予約
3. キャンセル対策に自動リマインドメール
4. キャンセル時の自動繰り上げシステム

すでに病児保育事業の予約状況の確認等を行えるシステム等を導入している自治体等の意見

<A市>

- ・ 予約状況を職員が職員自身のスマホで確認できる
 - ・ 当日キャンセルや定員超過を適切に把握できることで、職員自身が出動調整を行うことができ、適正配置が可能
 - ・ 最近の保護者はほとんどスマホから予約で利用
- ### <B市>
- ・ 利用者は空き状況の照会及び24時間予約が可能
 - ・ キャンセル対応が簡素化し、職員の負担が軽減
- ### <C市>

- ・ 自動でキャンセル待ちの利用者へメールが届く仕組みにより、キャンセルに伴う稼働率を確保できる

※【実施主体】市町村 【補助基準額(案)】①1自治体当たり8,000千円 ②1施設当たり1,000千円
【補助割合】①国：1/2、市区町村：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

平成31年度 夜間保育所の設置状況(平成31年4月1日時点)

(か所)

No.	都道府県	実施か所数		
		公営	民営	合計
1	北海道	0	2	2
2	青森県	0	0	0
3	岩手県	0	0	0
4	宮城県	0	0	0
5	秋田県	0	0	0
6	山形県	0	0	0
7	福島県	0	0	0
8	茨城県	0	1	1
9	栃木県	0	0	0
10	群馬県	0	1	1
11	埼玉県	0	1	1
12	千葉県	0	0	0
13	東京都	0	3	3
14	神奈川県	0	6	6
15	新潟県	0	0	0
16	富山県	0	0	0
17	石川県	0	1	1
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	0	0	0
20	長野県	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0
22	静岡県	0	0	0
23	愛知県	0	0	0
24	三重県	0	0	0
25	滋賀県	0	1	1
26	京都府	0	0	0
27	大阪府	0	2	2
28	兵庫県	0	0	0
29	奈良県	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0
32	島根県	0	2	2
33	岡山県	0	0	0
34	広島県	0	0	0
35	山口県	0	0	0
36	徳島県	0	0	0
37	香川県	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0
39	高知県	0	0	0
40	福岡県	0	0	0
41	佐賀県	0	0	0
42	長崎県	0	0	0
43	熊本県	0	3	3
44	大分県	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0
47	沖縄県	0	2	2
	小計①	0	25	25

No.	指定都市 中核市	実施か所数		
		公営	民営	合計
48	札幌市	3	0	3
49	仙台市	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0
51	千葉市	0	0	0
52	横浜市	0	1	1
53	川崎市	0	1	1
54	相模原市	0	1	1
55	新潟市	0	1	1
56	静岡市	0	0	0
57	浜松市	0	0	0
58	名古屋市	0	4	4
59	京都市	0	8	8
60	大阪市	1	5	6
61	堺市	0	1	1
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	0	1	1
64	広島市	0	0	0
65	北九州市	1	0	1
66	福岡市	0	2	2
67	熊本市	0	1	1
68	旭川市	0	1	1
69	函館市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	2	2
72	盛岡市	0	0	0
73	秋田市	0	0	0
74	山形市	0	0	0
75	郡山市	0	0	0
76	いわき市	0	0	0
77	福島市	0	0	0
78	宇都宮市	0	1	1
79	前橋市	0	0	0
80	高崎市	0	0	0
81	川越市	0	0	0
82	越谷市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	船橋市	0	0	0
85	柏市	0	0	0
86	八王子市	0	0	0
87	横須賀市	0	0	0
88	富山市	0	0	0
89	金沢市	0	2	2
90	福井市	0	0	0
91	甲府市	0	1	1
92	長野市	0	1	1
93	岐阜市	0	0	0
94	豊橋市	0	0	0
95	豊田市	0	0	0
96	岡崎市	0	0	0
97	大津市	0	1	1
98	高槻市	0	0	0
99	東大阪市	0	0	0
100	豊中市	0	0	0
101	枚方市	0	1	1
102	八尾市	0	0	0
103	寝屋川市	0	1	1
104	姫路市	0	0	0
105	西宮市	0	0	0
106	尼崎市	0	1	1
107	明石市	0	0	0
108	奈良市	0	1	1
109	和歌山市	0	0	0
110	鳥取市	0	0	0
111	松江市	0	1	1
112	倉敷市	0	1	1
113	福山市	0	1	1
114	呉市	0	0	0
115	下関市	0	0	0
116	高松市	0	1	1
117	松山市	0	1	1
118	高知市	0	0	0
119	久留米市	0	1	1
120	長崎市	0	0	0
121	佐世保市	0	2	2
122	大分市	0	0	0
123	宮崎市	0	1	1
124	鹿児島市	0	0	0
125	那覇市	0	1	1
	小計②	5	49	54
	合計①+②	5	74	79

平成30年度 夜間保育ニーズの状況(平成31年3月31日時点)

No.	都道府県	夜間の保育ニーズのある利用申込児童数(A)	Aのうち施設等利用者数	うち、夜間の保育ニーズに合致していない施設等を利用している者	Aのうち施設等を利用していない者
1	北海道	76	72	5	4
2	青森県	2	2	0	0
3	岩手県	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0
7	福島県	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	0	0
9	栃木県	1	1	0	0
10	群馬県	4	4	0	0
11	埼玉県	0	0	0	0
12	千葉県	11	11	0	0
13	東京都	28	11	1	17
14	神奈川県	155	146	0	9
15	新潟県	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0
17	石川県	21	21	0	0
18	福井県	0	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0
23	愛知県	5	5	0	0
24	三重県	0	0	0	0
25	滋賀県	25	22	0	3
26	京都府	0	0	0	0
27	大阪府	23	23	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0
32	島根県	68	61	1	7
33	岡山県	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0
35	山口県	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0
38	愛媛県	58	55	55	3
39	高知県	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	0	0
41	佐賀県	0	0	0	0
42	長崎県	2	2	0	0
43	熊本県	7	7	0	0
44	大分県	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0	0
47	沖縄県	91	67	31	3
小計①		577	510	93	46

(人)

No.	指定都市 中核市	夜間の保育ニーズのある利用申込児童数(A)	Aのうち施設等利用者数	うち、夜間の保育ニーズに合致していない施設等を利用している者	Aのうち施設等を利用していない者
48	札幌市	0	0	0	0
49	仙台市	0	0	0	0
50	さいたま市	0	0	0	0
51	千葉市	0	0	0	0
52	横浜市	7	0	0	0
53	川崎市	0	0	0	0
54	相模原市	0	0	0	0
55	新潟市	0	0	0	0
56	静岡市	0	0	0	0
57	浜松市	0	0	0	0
58	名古屋市	78	77	0	1
59	京都市	0	0	0	0
60	大阪市	29	28	0	1
61	堺市	1	1	0	0
62	神戸市	0	0	0	0
63	岡山市	0	0	0	0
64	広島市	0	0	0	0
65	北九州市	0	0	0	0
66	福岡市	0	0	0	0
67	熊本市	9	9	0	0
68	旭川市	4	4	0	0
69	函館市	0	0	0	0
70	青森市	0	0	0	0
71	八戸市	22	22	0	0
72	盛岡市	0	0	0	0
73	秋田市	0	0	0	0
74	山形市	0	0	0	0
75	郡山市	0	0	0	0
76	いわき市	0	0	0	0
77	福島市	0	0	0	0
78	宇都宮市	2	2	0	0
79	前橋市	0	0	0	0
80	高崎市	0	0	0	0
81	川越市	0	0	0	0
82	越谷市	0	0	0	0
83	川口市	0	0	0	0
84	船橋市	22	15	15	7
85	柏市	0	0	0	0
86	八王子市	0	0	0	0
87	横須賀市	0	0	0	0
88	富山市	68	68	0	0
89	金沢市	74	74	0	0
90	福井市	5	5	0	0
91	甲府市	0	0	0	0
92	長野市	3	3	0	0
93	岐阜市	0	0	0	0
94	豊橋市	0	0	0	0
95	豊田市	0	0	0	0
96	岡崎市	0	0	0	0
97	大津市	0	0	0	0
98	高槻市	0	0	0	0
99	東大阪市	0	0	0	0
100	豊中市	0	0	0	0
101	枚方市	0	0	0	0
102	八尾市	0	0	0	0
103	寝屋川市	5	0	0	5
104	姫路市	0	0	0	0
105	西宮市	0	0	0	0
106	尼崎市	0	0	0	0
107	明石市	0	0	0	0
108	奈良市	0	0	0	0
109	和歌山市	0	0	0	0
110	鳥取市	0	0	0	0
111	松江市	6	5	2	1
112	倉敷市	7	7	0	0
113	福山市	123	111	3	9
114	呉市	0	0	0	0
115	下関市	0	0	0	0
116	高松市	30	30	0	0
117	松山市	4	4	0	0
118	高知市	0	0	0	0
119	久留米市	22	13	0	9
120	長崎市	0	0	0	0
121	佐世保市	47	47	0	0
122	大分市	0	0	0	0
123	宮崎市	11	10	0	1
124	鹿児島市	0	0	0	0
125	那覇市	24	22	0	2
小計②		568	525	20	33
合計(①+②)		1,145	1,035	113	79

平成30年度 延長保育事業の実施状況

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間実利用児童数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	165	285	450	3,769	12,997	16,766
2	青森県	2	240	242	72	10,261	10,333
3	岩手県	77	165	242	1,358	6,549	7,907
4	宮城県	124	189	313	3,059	5,820	8,879
5	秋田県	59	136	195	1,718	6,573	8,291
6	山形県	63	157	220	2,655	5,508	8,163
7	福島県	74	111	185	1,624	4,637	6,261
8	茨城県	99	391	490	4,172	17,594	21,766
9	栃木県	111	216	327	2,622	7,394	10,016
10	群馬県	45	197	242	1,165	9,084	10,249
11	埼玉県	255	807	1,062	9,842	26,752	36,594
12	千葉県	251	603	854	13,570	27,589	41,159
13	東京都	776	2,256	3,032	36,195	75,613	111,808
14	神奈川県	89	474	563	3,802	15,560	19,362
15	新潟県	241	218	459	8,334	9,212	17,546
16	富山県	107	134	241	2,874	4,813	7,687
17	石川県	119	121	240	3,573	5,655	9,228
18	福井県	86	93	179	2,118	3,239	5,357
19	山梨県	81	63	144	3,358	1,764	5,122
20	長野県	351	107	458	16,521	5,323	21,844
21	岐阜県	169	148	317	4,810	9,060	13,870
22	静岡県	99	266	365	2,964	9,952	12,916
23	愛知県	453	254	707	17,936	7,917	25,853
24	三重県	85	238	323	1,845	5,873	7,718
25	滋賀県	102	131	233	4,025	5,886	9,911
26	京都府	95	110	205	3,563	6,853	10,416
27	大阪府	147	442	589	7,438	21,996	29,434
28	兵庫県	120	308	428	2,965	11,498	14,463
29	奈良県	78	92	170	2,382	8,725	11,107
30	和歌山県	60	43	103	2,053	1,897	3,950
31	鳥取県	79	76	155	1,722	3,116	4,838
32	島根県	47	146	193	709	5,968	6,677
33	岡山県	97	87	184	2,382	8,373	10,755
34	広島県	94	125	219	2,047	4,974	7,021
35	山口県	49	152	201	1,695	7,252	8,947
36	徳島県	99	104	203	1,687	3,917	5,604
37	香川県	37	63	100	508	2,003	2,511
38	愛媛県	75	76	151	833	1,550	2,383
39	高知県	41	39	80	1,280	963	2,243
40	福岡県	76	373	449	3,949	22,376	26,325
41	佐賀県	37	208	245	1,460	8,903	10,363
42	長崎県	12	250	262	708	10,766	11,474
43	熊本県	51	351	402	1,175	12,609	13,784
44	大分県	18	151	169	392	5,635	6,027
45	宮崎県	47	235	282	599	7,561	8,160
46	鹿児島県	26	285	311	859	11,135	11,994
47	沖縄県	57	437	494	1,677	20,880	22,557
	小計①	5,525	12,068	17,593	196,064	489,575	685,639

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間実利用児童数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
48	札幌市	24	406	430	1,570	19,073	20,643
49	仙台市	36	251	287	855	4,641	5,496
50	さいたま市	60	153	213	610	4,393	5,003
51	千葉市	57	207	264	2,738	4,645	7,383
52	横浜市	77	752	829	1,704	16,663	18,367
53	川崎市	33	374	407	268	9,738	10,006
54	相模原市	20	135	155	683	3,045	3,728
55	新潟市	87	172	259	2,805	8,811	11,616
56	静岡市	62	74	136	2,019	3,235	5,254
57	浜松市	21	136	157	579	4,255	4,834
58	名古屋市	103	335	438	1,907	12,572	14,479
59	京都市	17	254	271	359	10,264	10,623
60	大阪市	93	523	616	2,094	18,117	20,211
61	堺市	18	160	178	1,016	288	1,304
62	神戸市	51	288	339	374	5,865	6,239
63	岡山市	28	90	118	622	5,249	5,871
64	広島市	36	131	167	1,015	2,847	3,862
65	北九州市	28	172	200	214	1,943	2,157
66	福岡市	7	292	299	379	10,422	10,801
67	熊本市	19	174	193	744	12,196	12,940
68	旭川市	3	78	81	74	1,273	1,347
69	函館市	3	28	31	24	835	859
70	青森市	0	100	100	0	2,759	2,759
71	八戸市	0	76	76	0	2,511	2,511
72	盛岡市	11	69	80	476	3,218	3,694
73	秋田市	6	71	77	201	3,960	4,161
74	山形市	10	83	93	504	3,488	3,992
75	郡山市	25	44	69	427	1,119	1,546
76	いわき市	0	55	55	0	886	886
77	福島市	13	60	73	482	2,641	3,123
78	宇都宮市	10	111	121	1,068	4,250	5,318
79	前橋市	18	58	76	156	1,208	1,364
80	高崎市	21	34	55	479	1,460	1,939
81	川越市	20	32	52	802	1,372	2,174
82	越谷市	18	70	88	853	1,870	2,723
83	川口市	41	119	160	3,392	3,389	6,781
84	船橋市	27	92	119	3,640	4,742	8,382
85	柏市	23	60	83	1,552	2,024	3,576
86	八王子市	17	89	106	688	933	1,621
87	横須賀市	11	57	68	491	1,876	2,367
88	富山市	40	64	104	1,287	4,152	5,439
89	金沢市	13	106	119	697	3,246	3,943
90	福井市	27	64	91	752	3,460	4,212
91	甲府市	2	38	40	49	1,594	1,643
92	長野市	38	52	90	845	2,045	2,890
93	岐阜市	19	33	52	651	1,855	2,506
94	豊橋市	5	26	31	174	983	1,157
95	豊田市	49	32	81	1,041	1,013	2,054
96	岡崎市	38	18	56	1,674	1,187	2,861
97	大津市	14	62	76	426	3,169	3,595
98	高槻市	14	50	64	976	2,927	3,903
99	東大阪市	12	76	88	553	1,793	2,346
100	豊中市	26	81	107	1,710	2,509	4,219
101	枚方市	18	55	73	1,494	3,053	4,547
102	八尾市	7	40	47	366	2,291	2,657
103	寝屋川市	6	42	48	318	2,041	2,359
104	姫路市	29	74	103	880	3,077	3,957
105	西宮市	23	58	81	1,078	2,139	3,217
106	尼崎市	21	86	107	375	2,123	2,498
107	明石市	11	54	65	327	590	917
108	奈良市	24	35	59	521	2,357	2,878
109	和歌山市	7	44	51	81	2,886	2,967
110	鳥取市	28	38	66	1,230	2,355	3,585
111	松江市	16	59	75	799	3,279	4,078
112	倉敷市	13	76	89	772	4,368	5,140
113	福山市	52	91	143	2,690	4,430	7,120
114	呉市	3	31	34	127	1,069	1,196
115	下関市	19	39	58	803	2,783	3,586
116	高松市	36	47	83	5,206	3,292	8,498
117	松山市	21	58	79	1,224	2,413	3,637
118	高知市	16	53	69	172	2,221	2,393
119	久留米市	0	62	62	0	3,109	3,109
120	長崎市	12	206	218	260	5,954	6,214
121	佐世保市	3	77	80	133	3,640	3,773
122	大分市	12	113	125	278	4,218	4,496
123	宮崎市	5	148	153	130	3,459	3,589
124	鹿児島市	11	163	174	628	7,991	8,619
125	那覇市	6	117	123	161	5,753	5,914
	小計②	1,850	9,033	10,883	68,752	314,900	383,652
	合計①+②	7,375	21,101	28,476	264,816	804,475	1,069,291

平成30年度 一時預かり事業の実施状況(確定ベース)

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
1	北海道	203	5	208	93,513	421	93,934
2	青森県	106	1	107	26,820	26	26,846
3	岩手県	134	2	136	9,668	63	9,731
4	宮城県	63	3	66	34,804	33	34,837
5	秋田県	90	0	90	9,390	0	9,390
6	山形県	78	2	80	15,866	288	16,154
7	福島県	69	7	76	24,210	276	24,486
8	茨城県	252	5	257	104,925	260	105,185
9	栃木県	132	15	147	36,264	1,718	37,982
10	群馬県	110	1	111	17,593	42	17,635
11	埼玉県	301	25	326	197,404	2,195	199,599
12	千葉県	260	24	284	221,840	1,736	223,576
13	東京都	619	125	744	674,226	3,373	677,599
14	神奈川県	187	19	206	132,407	1,429	133,836
15	新潟県	168	6	174	48,579	251	48,830
16	富山県	95	0	95	17,105	0	17,105
17	石川県	96	17	113	12,287	879	13,166
18	福井県	87	0	87	13,715	0	13,715
19	山梨県	30	0	30	12,220	0	12,220
20	長野県	155	3	158	54,703	340	55,043
21	岐阜県	142	8	150	51,804	753	52,557
22	静岡県	144	35	179	63,621	2,029	65,650
23	愛知県	212	16	228	181,867	1,243	183,110
24	三重県	85	5	90	41,686	76	41,762
25	滋賀県	70	5	75	25,426	53	25,479
26	京都府	105	0	105	47,082	0	47,082
27	大阪府	174	3	177	83,408	390	83,798
28	兵庫県	224	21	245	63,373	1,387	64,760
29	奈良県	66	1	67	42,176	37	42,213
30	和歌山県	19	6	25	3,904	357	4,261
31	鳥取県	46	0	46	5,764	0	5,764
32	島根県	56	0	56	13,276	0	13,276
33	岡山県	87	0	87	37,531	0	37,531
34	広島県	105	11	116	33,788	1,384	35,172
35	山口県	149	2	151	34,513	134	34,647
36	徳島県	46	1	47	52,995	129	53,124
37	香川県	31	0	31	18,400	0	18,400
38	愛媛県	49	8	57	40,623	1,795	42,418
39	高知県	19	5	24	7,725	435	8,160
40	福岡県	172	7	179	59,713	267	59,980
41	佐賀県	67	6	73	15,454	762	16,216
42	長崎県	76	1	77	30,460	34	30,494
43	熊本県	48	2	50	17,930	54	17,984
44	大分県	105	0	105	18,493	0	18,493
45	宮崎県	86	0	86	19,781	0	19,781
46	鹿児島県	114	7	121	39,107	677	39,784
47	沖縄県	33	0	33	18,757	0	18,757
	小計①	5,765	410	6,175	2,826,196	25,326	2,851,522

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		一般型	余裕活用型	合計	一般型	余裕活用型	合計
48	札幌市	185	0	185	67,692	0	67,692
49	仙台市	72	27	99	75,177	2,260	77,437
50	さいたま市	68	0	68	25,077	0	25,077
51	千葉市	39	7	46	53,581	178	53,759
52	横浜市	445	6	451	183,256	287	183,543
53	川崎市	96	0	96	146,766	0	146,766
54	相模原市	80	21	101	24,684	387	25,071
55	新潟市	48	0	48	21,896	0	21,896
56	静岡市	93	0	93	40,297	0	40,297
57	浜松市	64	0	64	17,413	0	17,413
58	名古屋市	159	0	159	61,779	0	61,779
59	京都市	56	0	56	50,468	0	50,468
60	大阪市	72	0	72	71,380	0	71,380
61	堺市	89	0	89	15,560	0	15,560
62	神戸市	203	57	260	63,798	4,466	68,264
63	岡山市	67	0	67	63,693	0	63,693
64	広島市	95	0	95	23,937	0	23,937
65	北九州市	83	0	83	23,056	0	23,056
66	福岡市	44	6	50	23,206	208	23,414
67	熊本市	11	0	11	12,493	0	12,493
68	旭川市	13	0	13	20,902	0	20,902
69	函館市	32	0	32	9,938	0	9,938
70	青森市	49	0	49	9,423	0	9,423
71	八戸市	25	0	25	9,849	0	9,849
72	盛岡市	15	0	15	3,365	0	3,365
73	秋田市	52	5	57	4,936	616	5,552
74	山形市	33	1	34	13,855	3	13,858
75	郡山市	12	0	12	16,997	0	16,997
76	いわき市	10	0	10	6,442	0	6,442
77	福島市	32	0	32	16,443	0	16,443
78	宇都宮市	31	0	31	47,194	0	47,194
79	前橋市	29	0	29	10,717	0	10,717
80	高崎市	16	0	16	6,046	0	6,046
81	川越市	22	0	22	10,503	0	10,503
82	越谷市	12	0	12	16,147	0	16,147
83	川口市	16	0	16	8,011	0	8,011
84	船橋市	27	0	27	31,535	0	31,535
85	柏市	26	0	26	13,771	0	13,771
86	八王子市	24	0	24	11,233	0	11,233
87	横須賀市	8	0	8	5,983	0	5,983
88	富山市	54	0	54	10,807	0	10,807
89	金沢市	95	0	95	14,010	0	14,010
90	福井市	54	7	61	9,139	291	9,430
91	甲府市	10	0	10	5,069	0	5,069
92	長野市	12	0	12	13,983	0	13,983
93	岐阜市	26	0	26	10,130	0	10,130
94	豊田市	55	0	55	823	0	823
95	豊橋市	4	0	4	2,804	0	2,804
96	岡崎市	19	0	19	7,052	0	7,052
97	大津市	24	0	24	21,540	0	21,540
98	高槻市	19	0	19	9,395	0	9,395
99	東大阪市	36	1	37	12,717	12	12,729
100	豊中市	62	0	62	33,908	0	33,908
101	枚方市	14	0	14	24,375	0	24,375
102	八尾市	14	0	14	7,787	0	7,787
103	寝屋川市	8	0	8	5,301	0	5,301
104	姫路市	25	0	25	5,667	0	5,667
105	西宮市	18	0	18	15,962	0	15,962
106	尼崎市	37	0	37	20,415	0	20,415
107	明石市	9	0	9	8,681	0	8,681
108	奈良市	13	0	13	10,391	0	10,391
109	和歌山市	12	0	12	7,406	0	7,406
110	鳥取市	10	0	10	3,719	0	3,719
111	松江市	26	0	26	30,847	0	30,847
112	倉敷市	17	0	17	27,079	0	27,079
113	福山市	67	0	67	29,872	0	29,872
114	呉市	12	0	12	9,356	0	9,356
115	下関市	11	18	29	5,869	818	6,687
116	高松市	16	1	17	13,702	17	13,719
117	松山市	44	14	58	73,315	1,610	74,925
118	高知市	9	4	13	11,058	170	11,228
119	久留米市	15	0	15	9,146	0	9,146
120	長崎市	17	0	17	2,661	0	2,661
121	佐世保市	6	0	6	1,028	0	1,028
122	大分市	19	0	19	12,758	0	12,758
123	宮崎市	73	0	73	16,379	0	16,379
124	鹿児島市	83	0	83	69,101	0	69,101
125	那覇市	19	0	19	11,247	0	11,247
	小計②	3,617	175	3,792	1,922,988	11,323	1,934,311
	合計①+②	9,382	585	9,967	4,749,184	36,649	4,785,833

平成30年度 病児保育事業の実施状況(確定ベース)

No.	都道府県	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	12	35	47	1,701	6,291	7,992
2	青森県	3	18	21	197	5,323	5,520
3	岩手県	12	48	60	1,928	10,459	12,387
4	宮城県	5	13	18	1,652	1,643	3,295
5	秋田県	7	38	45	1,077	8,425	9,502
6	山形県	13	44	57	1,973	10,057	12,030
7	福島県	3	8	11	14	1,236	1,250
8	茨城県	4	124	128	250	22,063	22,313
9	栃木県	6	64	70	612	10,119	10,731
10	群馬県	3	49	52	166	10,664	10,830
11	埼玉県	6	66	72	328	14,298	14,626
12	千葉県	26	89	115	8,759	20,891	29,650
13	東京都	10	209	219	1,993	81,918	83,911
14	神奈川県	4	19	23	892	5,157	6,049
15	新潟県	16	23	39	4,107	9,032	13,139
16	富山県	18	73	91	4,100	15,599	19,699
17	石川県	20	68	88	3,993	13,195	17,188
18	福井県	13	24	37	839	5,552	6,391
19	山梨県	7	13	20	620	3,186	3,806
20	長野県	16	22	38	7,045	8,138	15,183
21	岐阜県	8	20	28	2,005	3,825	5,830
22	静岡県	11	60	71	1,393	10,388	11,781
23	愛知県	10	40	50	1,280	9,858	11,138
24	三重県	6	10	16	2,555	4,179	6,734
25	滋賀県	24	20	44	5,666	6,036	11,702
26	京都府	14	38	52	3,333	16,527	19,860
27	大阪府	72	167	239	13,040	50,541	63,581
28	兵庫県	12	41	53	2,146	12,377	14,523
29	奈良県	7	29	36	4,558	11,737	16,295
30	和歌山県	5	7	12	1,121	2,453	3,574
31	鳥取県	5	7	12	131	3,759	3,890
32	島根県	10	19	29	997	4,002	4,999
33	岡山県	5	29	34	282	4,212	4,494
34	広島県	8	26	34	1,041	7,658	8,699
35	山口県	1	21	22	299	20,351	20,650
36	徳島県	0	30	30	0	11,442	11,442
37	香川県	2	10	12	1,298	4,558	5,856
38	愛媛県	4	14	18	1,234	5,717	6,951
39	高知県	2	7	9	62	965	1,027
40	福岡県	7	31	38	1,335	14,198	15,533
41	佐賀県	2	14	16	124	3,586	3,710
42	長崎県	0	30	30	0	7,269	7,269
43	熊本県	6	24	30	1,841	7,811	9,652
44	大分県	8	16	24	1,155	7,531	8,686
45	宮崎県	1	17	18	60	4,612	4,672
46	鹿児島県	1	29	30	309	7,429	7,738
47	沖縄県	0	20	20	0	7,768	7,768
	小計①	435	1,823	2,258	89,511	514,035	603,546

No.	指定都市 中核市	実施か所数 (か所)			年間延べ利用人数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
48	札幌市	0	6	6	0	2,122	2,122
49	仙台市	0	6	6	0	2,422	2,422
50	さいたま市	0	10	10	0	2,800	2,800
51	千葉市	0	9	9	0	6,359	6,359
52	横浜市	0	26	26	0	16,445	16,445
53	川崎市	0	7	7	0	7,702	7,702
54	相模原市	0	3	3	0	1,473	1,473
55	新潟市	1	8	9	1,325	10,884	12,209
56	静岡市	2	0	2	580	0	580
57	浜松市	0	6	6	0	2,467	2,467
58	名古屋市	0	20	20	0	17,092	17,092
59	京都市	0	6	6	0	3,531	3,531
60	大阪市	10	25	35	1,493	12,394	13,887
61	堺市	0	4	4	0	2,053	2,053
62	神戸市	0	19	19	0	14,527	14,527
63	岡山市	0	6	6	0	5,581	5,581
64	広島市	0	14	14	0	14,581	14,581
65	北九州市	0	12	12	0	8,907	8,907
66	福岡市	0	21	21	0	29,126	29,126
67	熊本市	0	8	8	0	5,653	5,653
68	旭川市	1	2	3	101	362	463
69	函館市	0	1	1	0	359	359
70	青森市	0	3	3	0	515	515
71	八戸市	0	5	5	0	2,170	2,170
72	盛岡市	0	7	7	0	3,599	3,599
73	秋田市	0	11	11	0	2,239	2,239
74	山形市	3	4	7	541	482	1,023
75	山口市	0	4	4	0	3,217	3,217
76	いわき市	0	3	3	0	2,050	2,050
77	福島市	0	11	11	0	1,821	1,821
78	宇都宮市	0	6	6	0	3,010	3,010
79	前橋市	0	28	28	0	7,849	7,849
80	高崎市	1	15	16	189	5,261	5,450
81	川越市	0	4	4	0	967	967
82	越谷市	0	1	1	0	341	341
83	川口市	0	1	1	0	658	658
84	船橋市	27	12	39	5,853	2,801	8,654
85	柏市	0	16	16	0	4,940	4,940
86	八王子市	0	4	4	0	1,680	1,680
87	横須賀市	1	0	1	264	0	264
88	富山市	4	45	49	1,474	10,854	12,328
89	金沢市	2	11	13	987	7,737	8,724
90	福井市	0	6	6	0	5,622	5,622
91	甲府市	1	17	18	101	9,775	9,876
92	長野市	0	2	2	0	57	57
93	岐阜市	0	5	5	0	6,131	6,131
94	豊田市	0	2	2	0	1,073	1,073
95	豊橋市	2	1	3	246	312	558
96	岡崎市	1	1	2	2	4	6
97	大津市	12	9	21	2,841	2,315	5,156
98	高槻市	10	22	32	750	4,887	5,637
99	東大阪市	0	3	3	0	2,070	2,070
100	豊中市	23	53	76	4,399	14,783	19,182
101	枚方市	13	25	38	2,023	8,699	10,722
102	八尾市	7	21	28	1,300	4,696	5,996
103	寝屋川市	0	17	17	0	5,530	5,530
104	姫路市	0	4	4	0	771	771
105	西宮市	0	5	5	0	1,649	1,649
106	尼崎市	1	3	4	144	2,162	2,306
107	明石市	0	2	2	0	863	863
108	奈良市	0	4	4	0	1,144	1,144
109	和歌山市	1	2	3	0	1,068	1,068
110	鳥取市	3	2	5	251	2,667	2,918
111	松江市	1	4	5	258	5,332	5,590
112	倉敷市	0	4	4	0	4,663	4,663
113	福山市	1	3	4	304	1,363	1,667
114	呉市	0	2	2	0	1,993	1,993
115	下関市	3	6	9	504	3,954	4,458
116	高松市	1	7	8	14	7,714	7,728
117	松山市	0	4	4	0	5,372	5,372
118	高知市	24	32	56	2,800	6,625	9,425
119	久留米市	0	5	5	0	3,315	3,315
120	長崎市	0	6	6	0	6,191	6,191
121	佐世保市	0	4	4	0	2,693	2,693
122	大分市	0	6	6	0	7,860	7,860
123	宮崎市	0	6	6	0	3,177	3,177
124	鹿児島市	0	8	8	0	8,474	8,474
125	那覇市	0	3	3	0	2,387	2,387
	小計②	156	716	872	28,744	376,422	405,166
	合計(①+②)	591	2,539	3,130	118,255	890,457	1,008,712

※実施か所数については「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型(訪問型)」の合計

※年間延べ利用人数については「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

平成30年度 障害児保育の実施状況

No.	都道府県	障害児受入施設数 (か所)			実障害児数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	162	169	331	639	624	1,263
2	青森県	2	99	101	6	256	262
3	岩手県	55	92	147	190	245	435
4	宮城県	68	42	110	179	87	266
5	秋田県	37	83	120	122	239	361
6	山形県	44	82	126	208	364	572
7	福島県	43	58	101	200	287	487
8	茨城県	107	189	296	2,876	1,500	4,376
9	栃木県	99	110	209	454	326	780
10	群馬県	33	127	160	134	367	501
11	埼玉県	233	267	500	953	526	1,479
12	千葉県	187	217	404	687	493	1,180
13	東京都	759	1,274	2,033	2,864	3,143	6,007
14	神奈川県	60	184	244	222	630	852
15	新潟県	229	139	368	1,158	522	1,680
16	富山県	64	57	121	787	909	1,696
17	石川県	94	86	180	463	254	717
18	福井県	75	82	157	336	382	718
19	山梨県	55	34	89	155	75	230
20	長野県	300	65	365	2,064	247	2,311
21	岐阜県	159	100	259	784	413	1,197
22	静岡県	83	138	221	436	522	958
23	愛知県	449	112	561	2,693	637	3,330
24	三重県	181	108	289	1,113	321	1,434
25	滋賀県	104	117	221	978	565	1,543
26	京都府	89	83	172	698	416	1,114
27	大阪府	130	289	419	1,280	1,763	3,043
28	兵庫県	126	209	335	492	674	1,166
29	奈良県	70	66	136	844	455	1,299
30	和歌山県	65	25	90	670	223	893
31	鳥取県	66	29	95	258	56	314
32	島根県	27	94	121	69	220	289
33	岡山県	92	60	152	448	304	752
34	広島県	121	72	193	505	261	766
35	山口県	62	101	163	324	450	774
36	徳島県	67	56	123	406	251	657
37	香川県	55	37	92	617	206	823
38	愛媛県	114	65	179	510	219	729
39	高知県	79	34	113	218	101	319
40	福岡県	57	201	258	372	1,416	1,788
41	佐賀県	23	113	136	108	322	430
42	長崎県	11	107	118	36	307	343
43	熊本県	45	239	284	132	693	825
44	大分県	18	86	104	35	165	200
45	宮崎県	24	97	121	71	261	332
46	鹿児島県	14	153	167	64	334	398
47	沖縄県	55	227	282	200	588	788
	小計①	5,092	6,474	11,566	29,058	23,619	52,677

No.	指定都市 中核市	障害児受入施設数 (か所)			実障害児数 (人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計
48	札幌市	19	147	166	62	332	394
49	仙台市	36	116	152	222	358	580
50	さいたま市	61	57	118	240	114	354
51	千葉市	59	80	139	266	152	418
52	横浜市	73	422	495	337	938	1,275
53	川崎市	27	140	167	57	233	290
54	相模原市	25	73	98	174	369	543
55	新潟市	87	90	177	945	193	1,138
56	静岡市	52	57	109	312	165	477
57	浜松市	21	92	113	259	648	907
58	名古屋市	103	267	370	763	960	1,723
59	京都市	17	226	243	339	1,497	1,836
60	大阪市	92	285	377	438	851	1,289
61	堺市	18	77	95	114	197	311
62	神戸市	57	155	212	336	445	781
63	岡山市	52	72	124	434	368	802
64	広島市	77	61	138	222	129	351
65	北九州市	21	89	110	113	249	362
66	福岡市	7	179	186	38	531	569
67	熊本市	19	80	99	122	234	356
68	旭川市	3	31	34	20	118	138
69	函館市	0	8	8	0	16	16
70	青森市	0	22	22	0	47	47
71	八戸市	0	11	11	0	30	30
72	盛岡市	8	32	40	12	56	68
73	秋田市	5	38	43	27	63	90
74	山形市	8	16	24	15	26	41
75	郡山市	16	11	27	22	20	42
76	いわき市	31	15	46	177	39	216
77	福島市	11	16	27	31	26	57
78	宇都宮市	10	42	52	51	82	133
79	前橋市	13	23	36	21	39	60
80	高崎市	15	46	61	35	187	222
81	川越市	20	7	27	97	14	111
82	越谷市	18	5	23	118	7	125
83	川口市	40	40	80	268	89	357
84	船橋市	26	29	55	131	41	172
85	柏市	22	26	48	187	69	256
86	八王子市	14	79	93	77	381	458
87	横須賀市	6	15	21	9	19	28
88	富山市	36	45	81	169	148	317
89	金沢市	4	19	23	7	32	39
90	福井市	23	42	65	76	107	183
91	甲府市	3	20	23	6	47	53
92	長野市	24	26	50	77	49	126
93	岐阜市	15	23	38	40	86	126
94	豊橋市	4	40	44	48	236	284
95	豊田市	24	21	45	42	25	67
96	岡崎市	38	16	54	55	6	61
97	大津市	14	55	69	132	266	398
98	高槻市	14	26	40	57	71	128
99	東大阪市	13	61	74	126	389	515
100	豊中市	26	31	57	229	108	337
101	枚方市	12	40	52	80	168	248
102	八尾市	7	27	34	46	144	190
103	寝屋川市	6	28	34	45	72	117
104	姫路市	22	56	78	52	387	439
105	西宮市	23	41	64	90	100	190
106	尼崎市	19	39	58	58	116	174
107	明石市	11	34	45	77	164	241
108	奈良市	23	22	45	103	71	174
109	和歌山市	18	44	62	249	555	804
110	鳥取市	17	14	31	46	48	94
111	松江市	9	33	42	18	57	75
112	倉敷市	20	66	86	198	372	570
113	福山市	50	67	117	233	178	411
114	呉市	9	20	29	57	75	132
115	下関市	19	22	41	120	123	243
116	高松市	36	29	65	158	185	343
117	松山市	14	23	37	122	77	199
118	高知市	19	51	70	65	100	165
119	久留米市	9	51	60	68	168	236
120	長崎市	6	69	75	42	199	241
121	佐世保市	3	23	26	9	32	41
122	大分市	12	36	48	30	68	98
123	宮崎市	5	75	80	27	185	212
124	鹿児島市	8	60	68	49	94	143
125	那覇市	15	80	95	82	213	295
	小計②	1,819	4,752	6,571	10,279	15,853	26,132
	合計①+②	6,911	11,226	18,137	39,337	39,472	78,809

平成30年度 保育所等における医療的ケア児の受入状況

No.	都道府県	医療的ケア児受入施設数(か所)			実医療的ケア児数(人)			医療的ケアを行う看護師数(人)			医療的ケアを行う保育士数(人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計
1	北海道	4	2	6	4	2	6	6	2	8	5	1	6
2	青森県	0	7	7	0	7	7	0	7	7	0	1	1
3	岩手県	2	3	5	2	3	5	1	2	3	2	2	4
4	宮城県	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
7	福島県	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0
8	茨城県	2	1	3	2	1	3	0	2	2	0	0	0
9	栃木県	0	2	2	0	2	2	0	3	3	0	1	1
10	群馬県	2	1	3	2	1	3	1	0	1	0	0	0
11	埼玉県	4	1	5	5	1	6	7	1	8	23	0	23
12	千葉県	8	4	12	9	4	13	9	2	11	2	0	2
13	東京都	24	12	36	27	14	41	37	16	53	11	0	11
14	神奈川県	1	2	3	1	2	3	0	2	2	0	2	2
15	新潟県	7	0	7	8	0	8	8	0	8	2	0	2
16	富山県	2	1	3	2	1	3	1	1	2	0	1	1
17	石川県	3	3	6	3	4	7	2	4	6	0	2	2
18	福井県	4	1	5	4	2	6	4	1	5	1	0	1
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	6	3	9	6	4	10	7	4	11	0	0	0
21	岐阜県	7	0	7	3	0	3	3	0	3	1	0	1
22	静岡県	2	3	5	4	3	7	1	3	4	0	2	2
23	愛知県	8	0	8	8	0	8	2	0	2	6	0	6
24	三重県	9	2	11	8	2	10	12	2	14	2	0	2
25	滋賀県	13	7	20	16	7	23	18	7	25	4	4	8
26	京都府	4	1	5	4	1	5	5	1	6	2	0	2
27	大阪府	17	3	20	24	3	27	25	6	31	2	0	2
28	兵庫県	2	4	6	2	5	7	5	6	11	0	0	0
29	奈良県	2	1	3	2	1	3	2	1	3	0	0	0
30	和歌山県	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0
31	鳥取県	1	1	2	3	1	4	2	1	3	0	0	0
32	島根県	1	2	3	1	3	4	1	2	3	1	2	3
33	岡山県	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
34	広島県	3	0	3	3	0	3	2	0	2	1	0	1
35	山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	1	1	2	1	1	2	1	3	4	0	0	0
39	高知県	3	0	3	3	0	3	2	0	2	4	0	4
40	福岡県	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
41	佐賀県	1	4	5	1	4	5	1	2	3	1	1	2
42	長崎県	2	3	5	2	4	6	2	2	4	1	2	3
43	熊本県	3	3	6	3	3	6	3	3	6	1	2	3
44	大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
46	鹿児島県	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0	1	1
47	沖縄県	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0
	小計(1)	158	84	242	172	91	263	176	92	268	72	25	97

No.	指定都市 中核市	医療的ケア児受入施設数(か所)			実医療的ケア児数(人)			医療的ケアを行う看護師数(人)			医療的ケアを行う保育士数(人)		
		公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計	公営	民営	合計
48:	札幌市	1	3	4	1	3	4	0	2	2	0	0	0
49:	仙台市	4	1	5	7	1	8	4	2	6	0	0	0
50:	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51:	千葉市	1	2	3	2	2	4	1	2	3	0	0	0
52:	横浜市	0	3	3	0	5	5	0	8	8	0	0	0
53:	川崎市	7	0	7	8	0	8	7	0	7	0	0	0
54:	相模原市	0	3	3	0	5	5	0	4	4	0	0	0
55:	新潟市	4	0	4	4	0	4	4	0	4	0	0	0
56:	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57:	浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58:	名古屋市	3	8	11	3	8	11	1	6	7	0	3	3
59:	京都市	2	5	7	3	8	11	2	6	8	0	6	6
60:	大阪市	4	3	7	4	3	7	4	3	7	0	0	0
61:	堺市	7	2	9	8	7	15	10	2	12	0	0	0
62:	神戸市	2	3	5	0	3	3	0	10	10	0	0	0
63:	岡山市	3	1	4	3	1	4	0	2	2	0	0	0
64:	広島市	3	0	3	3	0	3	3	0	3	0	0	0
65:	北九州市	1	0	1	1	0	1	2	0	2	0	0	0
66:	福岡市	1	1	2	3	1	4	4	2	6	0	0	0
67:	熊本市	2	3	5	2	3	5	2	3	5	0	0	0
68:	旭川市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
69:	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70:	青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71:	八戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72:	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73:	秋田市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1
74:	山形市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
75:	郡山市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
76:	いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77:	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78:	宇都宮市	0	4	4	0	5	5	0	4	4	0	1	1
79:	前橋市	1	2	3	1	2	3	0	0	0	0	0	0
80:	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81:	川越市	1	0	1	1	0	1	2	0	2	0	0	0
82:	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83:	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84:	船橋市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
85:	柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
86:	八王子市	3	1	4	3	3	6	3	2	5	2	0	2
87:	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
88:	富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89:	金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
90:	福井市	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0
91:	甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
92:	長野市	5	0	5	8	0	8	13	0	13	0	0	0
93:	岐阜市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	2
94:	豊橋市	1	1	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0
95:	豊田市	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0
96:	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97:	大津市	6	1	7	12	1	13	10	1	11	0	0	0
98:	高槻市	1	2	3	1	2	3	1	2	3	0	0	0
99:	東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100:	豊中市	7	0	7	11	0	11	11	0	11	0	0	0
101:	枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
102:	八尾市	2	0	2	2	0	2	4	0	4	0	0	0
103:	寝屋川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104:	姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105:	西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
106:	尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107:	明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108:	奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
109:	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110:	鳥取市	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
111:	松江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112:	倉敷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
113:	福山市	4	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
114:	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115:	下関市	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1	0	1
116:	高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117:	松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118:	高知市	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
119:	久留米市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
120:	長崎市	1	4	5	1	4	5	1	5	6	1	2	3
121:	佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122:	大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
123:	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
124:	鹿児島市	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
125:	那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	88	58	146	108	73	181	95	71	166	7	13	20
	合計(①+②)	246	142	388	280	164	444	271	163	434	79	38	117

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け) 【24補正～: R2 予算案で貸付原資等を確保】
 - ・ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
 - ・ 学費 5万円(月額) など
 - 保育士資格取得支援事業の拡充(保育所等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助)
 - ・ 補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算～】
- 【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施(27年度: 4府県で実施 → 29年度: 全ての都道府県で実施)
- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充(保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助)
 - ・ 支給対象期間を拡大(試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用) 【30予算～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・ 保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【27補正～: R1補正】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)
 - ・ 研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大(子育て支援員研修の受講→保育所等での実習) 【30予算～】
 - ・ 補助基準額の引き上げ(1施設1名分(226.4万円)→定員121人以上の施設: 2名分(452.8万円)) 【30予算～】
- 保育体制強化事業の拡充(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)
 - ・ 実施主体の拡大(待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村)等 【30予算～】
 - ・ 補助基準額の拡充(園外活動時の見守り等にも取り組む場合: 月100千円→月150千円等) 【R2 予算案】
- 保育士宿舍借上げ支援(補助額: 一人当たりの月額を市区町村単位で設定(月額8.2万円を上限)) 【R2 予算案】
 - ・ 対象者の要件見直し(採用から10年以内の者 ※直近2か年の待機児童数と保育士の有効求人倍率の状況によって5年以内) 【R2 予算案】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの拡充(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
 - ・ 保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。(補助額700万円) 【R1 予算～】
- 潜在保育士再就職支援事業
 - ・ 長いプランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助(補助額10万円) 【R1 予算～】
- 就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除)
 - ・ 貸付額の上限を引き上げ(20万円→40万円) 【28補正～: R2 予算案で貸付原資等を確保】

保育士修学資金貸付等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算案：394億円の内数)

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<p>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</p> <p>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限)</p> <p>ア 学費 5万円(月額)</p> <p>イ 入学準備金 20万円(初回に限る)</p> <p>ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)</p> <p>エ 生活費加算 4~5万円程度(月額)</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<p>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</p> <p>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</p> <p>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</p>	<p>○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p> <p>○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額)</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p>
<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p>	<p>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額)</p> <p>※貸付期間：1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<p>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<p>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもが預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</p> <p>○ 2年間の勤務により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額</p> <p>※貸付期間：2年間</p>

保育所等におけるICT化推進事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度補正予算：3.6億円)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。

また、認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。

さらに、病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

- 【補助基準額】
- | | | |
|--|---------|---------|
| (1) 業務のICT化を行うためのシステム導入 | 1 施設当たり | 1,000千円 |
| 通訳機等の購入 | 1 施設当たり | 150千円 |
| (2) 認可外保育施設における機器の導入 | 1 施設当たり | 200千円 |
| (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 | | |
| ① 1自治体当たり | | 8,000千円 |
| ② 1施設当たり | | 1,000千円 |

【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象とする場合は、国：1/2、自治体：1/2

* (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。

(1) 業務のICT化を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

- 保育に関する計画・記録
 - ・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。
- 登降園管理
 - ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。

保育士宿舍借り上げ支援事業【要件見直し】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数)

【事業内容】

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

【実施主体】子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村

【対象者】採用された日から起算して10年以内の常勤の保育士

<要件見直し>

※ただし、以下の場合には5年以内とする。

【現行】直近4月1日時点の待機児童数が50人未満、かつ、直近1月の有効求人倍率が全国平均以下の市区町村

【見直しの】・待機児童解消の取組が評価されない仕組みを見直すとともに、一方で、待機児童解消の取組が進んでいない場合には5年以内に据え置く
【考え方】・対象者の年数（5年又は10年以内）の予見可能性を上げること、保育士募集に際して支障が生じないよう見直す

【見直し後】直近2か年の4月1日時点の待機児童数が連続して50人未満、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村

ただし、待機児童数が50人未満（前年度）から50人以上（事業実施年度）となった場合で、かつ、直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均以下の市区町村も5年以内とする

【補助基準額（案）】

月額82,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

※ 全国一律の補助基準額（月額82,000円）について、現行の月額82,000円を上限としつつ、地域の実勢に合わせ、住宅・土地統計調査に基づく市区町村単位の金額設定に見直し。

※ 令和元年度に事業の対象だった者で、引き続き令和2年度も事業の対象となる場合は、令和元年度の補助基準額を適用する経過措置を設定。

(参考) 補助基準額の見直しイメージ

(現行)

種目	基準額	対象経費
保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 82,000円	保育士宿舍借り上げ支援事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等

(見直し後)

種目	基準額	対象経費
保育士宿舍借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙のとおり (※)	保育士宿舍借り上げ支援事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料等

(※) 別紙は、市区町村毎に、住宅・土地統計調査に基づく金額を補助基準額として設定。

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

2019（令和元）年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の人事費改定

（公定価格の算定方法）

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（国家公務員給与改定に伴う公定価格の人事費の取扱い）

- ・ 令和元年の国家公務員給与の改定を踏まえ、公定価格の令和元年度上半期及び下半期の単価表を改定予定。
常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る人件費単価 +1.0%程度
- ・ 遡及適用に伴う財源は、令和元年度補正予算において対応。
- ・ 上記改定は、令和2年度以降の公定価格の設定に当たっても引き継ぎ、令和2年度予算（案）に反映。

（実施時期）

平成31年4月1日（遡及適用）

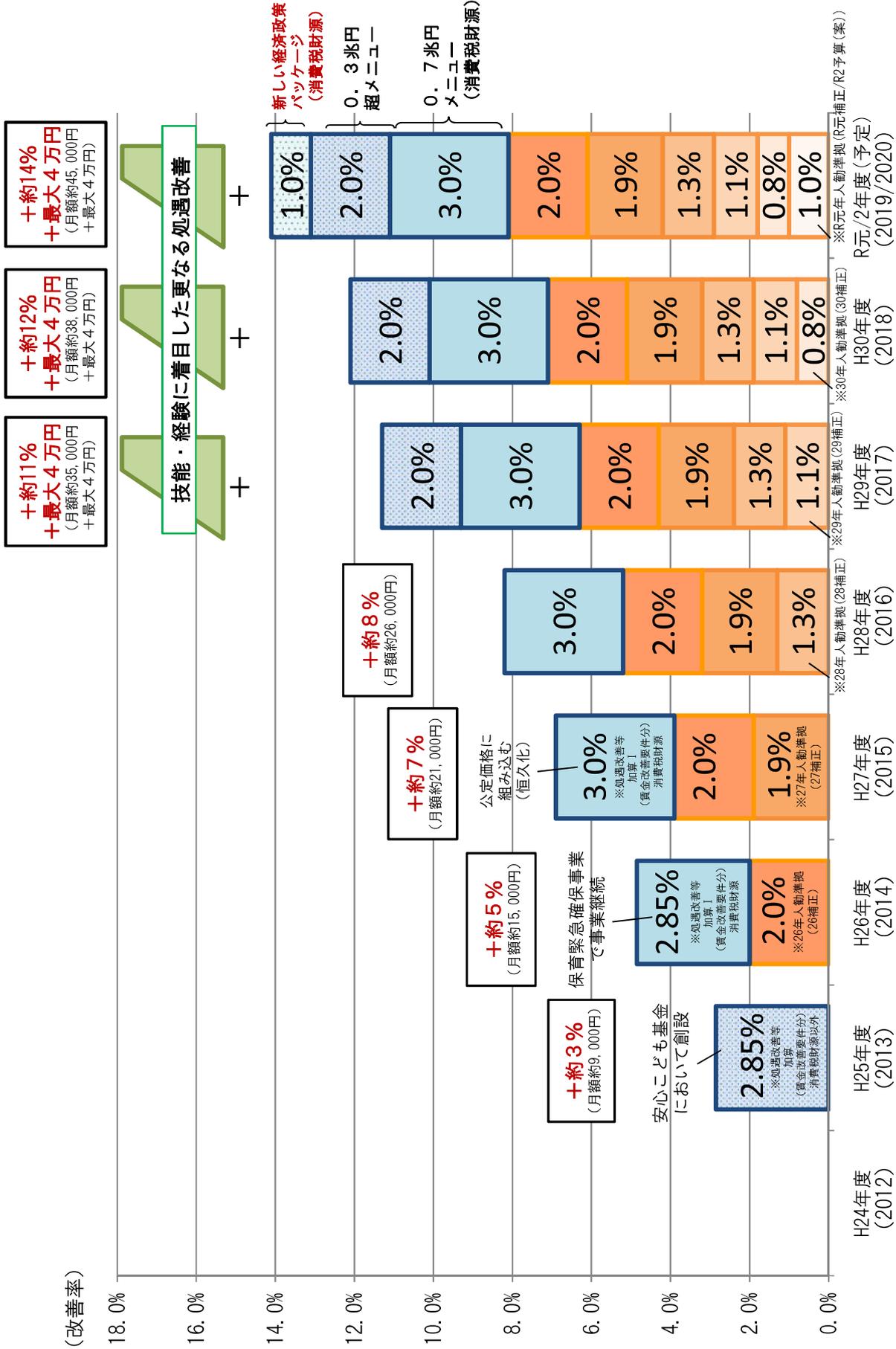
（留意事項）

保育士等の処遇改善に関し、改善努力の見える化や処遇改善等加算の残額の削減が求められていることを踏まえ、上記改定と合わせて、市町村に対し、改定の影響（遡及適用後の給付総額見込、処遇改善等加算の内訳等）の事業者へのお知らせを要請するとともに、事業者に対し、①給付増加額の一時金等による職員への確実な支払、②上記改定を加味した次年度の給与表、給与規程等の改定に計画的に取り組みよう要請する。

（参考：令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容）

- ①俸給表の水準の引上げ
- ②勤勉手当の引上げ（0.05月分）

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

病院・クリニックなど医療機関や介護施設・保育所などの福祉施設の皆さまへ

職業紹介サービスを利用する際はご注意ください！

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用に当たって、民間の有料職業紹介事業者（人材紹介会社）を利用し、人材の採用活動を行う際に、医療機関や福祉施設がその対応に苦慮する事例が生じています。

このような問題を未然に防ぐため、平成29年に職業安定法が改正され、事業者の情報提供の義務付けや適切な業務運営のためのルールの強化を通じて、医療機関や福祉施設の皆さまが適切な事業者を選ぶための環境整備が進められています。

このリーフレットは、「事業者を選ぶとき」、「利用するとき」に注意すべきチェックポイント※をまとめたものです。ぜひご活用ください。

※チェックポイントは、あくまで目安です。こうした点を事業者にしっかり確認することが、問題を未然に防止することに役立ちます。

職業紹介事業者を選択する際のポイント

求人申込みを行う職種や地域などを踏まえ、適切な職業紹介事業者を選びましょう。

☑ 事業者に関する基本的な事項の確認

事業者に関する基本的な事項を確認し、利用目的に合った事業者を利用しましょう。

厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト（※）」で、職業紹介事業者を検索し、職業紹介事業者に関する以下のような事項を確認できます。

※ <https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb>

<人材サービス総合サイトにおける掲載事項>

- 職業紹介事業の許可を得ているかどうか
- 職業紹介事業者の紹介により就職した人の数（2016年度に就職した人数から掲載）
- 紹介により就職した無期雇用の方の数、及びその内6か月以内に離職した人の数（2018年度に就職した方の人数から掲載）
- 手数料に関する事項（手数料の金額や種類など）
- 返戻金制度（短期間で離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）

☑ 事業者の姿勢の確認

例えば、以下のような観点で事業者の姿勢を確認しましょう。

- ・ 事業者は手数料に関する事項や業務の内容について、丁寧に説明するか。＊
※職業安定法において、職業紹介事業者に対して書面などによる明示が義務付けられています。
- ・ 事業者は求める人材の要件を丁寧に聞き取る姿勢があるか。質問に答えるか。
- ・ 担当者が頻繁に変わるようなことがないか。変わった場合に担当者間で引き継ぎされているか。
- ・ 事業者は求職者の状況や意向の把握や、求職者との意向のすり合わせに努めているか。

職業紹介事業者を利用する際のポイント

求人者の申込みや労働者の募集をするに当たって、以下の点をよく確認しましょう。

☑ 必要とする人材の適性や能力を具体的に伝える

ミスマッチを防ぐため、求める人材の要件（能力、技術、経験年数など）を具体的に伝えることが重要です。また、口頭だけでは行き違いが生じやすいので、求人票などの書面や電子メールなどの電子媒体を利用し、労働条件を具体的に明示し、担当者に交付しましょう。

☑ 契約内容の確認・検討

事前に説明を受けた内容と同じか、必ず契約書などを読んで確認してから契約しましょう。

☑ 納得のいく人材の選定

採用するかどうか最終的に決めるのは求人者です。事業者任せにせず入念に面接などを行い、求める能力や技術を身につけているか、職場に順応できそうかなどを十分に確認することが重要です。

☑ 求職者への十分な情報提供

職場の雰囲気や就業規則、福利厚生や勤務時間（夜勤の有無）などについて、求職者に対して十分に回答することが、採用後のトラブルやミスマッチを防ぐために有効です。

職業紹介事業者を利用する際の注意点

職業紹介事業者は、以下の事項を遵守すべきことになっています。

- 自らの紹介により就職した人※に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはなりません。※無期雇用契約に限る。
- 返戻金制度を設けることが望ましいこととされています。
- 求職者、求人者双方に対し、求職者から徴収する手数料および求人者から徴収する手数料の両方に関して明示を行う必要があります。
- 求職者などを勧誘するに当たっては、お祝い金などの金銭を支給することは好ましくありません。

これらの事項に加え、**返戻金については制度を設けていること、お祝い金については支給を行っていないこと**を職業紹介事業者に宣言させる取組を始めました。宣言した職業紹介事業者については、人材サービス総合サイトで「**医療・介護・保育分野の適合紹介宣言事業者**」として表示されます。

採用後の人材の早期退職を防ぐために

☑ 円滑なコミュニケーション

労働条件や、職場の悩み・不満を相談できる責任者、相談窓口をあらかじめ決めておくことが、採用後の早期離職を防ぐために有効です。

☑ 職場環境の点検

職業紹介サービスを通じて採用した職員に限らず、職員の離職率が高い場合には、職場環境に改善すべき点がないか点検することも有効です。

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局では、職業紹介サービスについてのご質問などを受け付けています。職業紹介サービスに関して、本リーフレットに照らして不適切なことがあれば、最寄りの都道府県労働局需給調整事業担当課室にご相談ください。

<各都道府県労働局の連絡先はこちら>

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/syoukai/madoguchi.html>